

## 佐井村は「景観行政団体」になりました

佐井村は、令和3年6月1日から「景観行政団体」に移行しました。

### ■景観行政団体とは

景観法に基づく諸施策を担う自治体を「景観行政団体」といいます。都道府県や政令指定都市、中核市は景観法により景観行政団体になりますが、その他の市町村は都道府県と協議をすることによって、景観行政団体になることができます。

### ■景観行政団体ができること

佐井村独自に景観に関するまちづくりを行っていくため、良好な景観の形成に関する基本的な計画として「景観計画」を策定することができます。

景観計画では、良好な景観の保全、形成を図るために、景観計画区域の設定、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針などを定めることができます。

また、景観法で定める届出にかかる事務（大規模行為など）はこれまで青森県が処理していましたが、今後村内で行う行為の届出については、6月1日から村で処理することになります。  
※詳しくは佐井村ホームページをご覧ください。

### ■今後の取り組み

佐井村景観計画の策定に取り組みます。

※佐井村景観計画が策定されるまでの間は、青森県景観計画を村の計画として準用します。

【お問合せ】 総合戦略課 企画政策係 担当：間山

## 側溝清掃を実施します

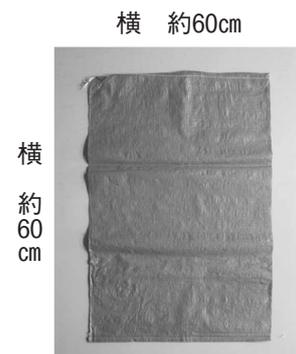
実施日：令和3年6月12日(土) 対象地区：古佐井・大佐井

地域や町内、各団体などとの連携による環境美化活動を推進するため、「側溝清掃」を実施します。

当日は、午前8時から汚泥を回収しますので、午前7時までに側溝清掃を済ませてください。

例年、発泡スチロールなどの容器に側溝汚泥をあげて自宅前に置く方法をとっていましたが、今年度からは村で用意したガラ袋を希望者へ配布し、そのガラ袋へ汚泥を入れて自宅前に置く方法とします。

側溝汚泥の回収を希望する方は、担当までご連絡ください。後日、ガラ袋をお届けします。



【汚泥回収ガラ袋】

### 【連絡事項】

1. 作業の際は、マスクを着用し、衛生面に十分注意し、安全に清掃を終えましょう。
2. 回収の際は村から配布したガラ袋のみ回収します。発泡スチロールやビニール袋に入ったものは回収しません。
3. 側溝蓋上げ機を貸し出します。役場住民生活課窓口に借用申請書がありますので、申請のうえ、ご利用ください。
4. 側溝清掃後は、周辺を水で洗い流すなどご協力をお願いします。

※当日雨天の場合は、翌日13日(日)に回収を行います。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：和田